

記載内容を次のとおり訂正します。

対象		訂正前																																																																
入札公告 (説明書)	施工の 確実性	企業	同種工事の 工事成績	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。                      【同種工事を複数工事設定している場合】                      工事成績評価の対象とする同種工事：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th rowspan="2">評価点</th> <th rowspan="2">配点</th> <th rowspan="2">履行確認 対象項目</th> </tr> <tr> <th colspan="4"> <math display="block">\text{評価点} = \frac{\text{配点 (4点)}}{20} \times \frac{(\text{同種工事実績の工事成績評定点} \times \text{係数} b - 70)}{20} \times \text{係数 } a</math>                     (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)                 </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">係数 aの設定は下記のとおり</td> <td rowspan="4">0~6</td> <td rowspan="4">6点</td> <td rowspan="4">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ) 同種工事実績の受渡しが令和3年4月1日以降である場合</td> <td>ロ) 同種工事の施工実績が令和3年3月31日以前でかつ平成31年4月1日以降の場合</td> <td>ハ) 同種工事の施工実績が令和31年3月31日以前でかつ平成26年4月1日以降の場合</td> </tr> <tr> <td>1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、又はNEXCO西日本の発注工事</td> <td>1.00</td> <td>0.5</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>2) 同種工事実績が上記1)以外の公的機関の発注工事</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td colspan="4">3) 上記1)、2)に該当しない</td> <td colspan="3">0</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 bの設定は下記のとおり</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">1) NEXCO中日本の工事成績評定点の場合</td> <td colspan="3">0.936</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2) 上記1)以外の発注機関工事成績評定点の場合</td> <td colspan="3">1.000</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇留意事項                      1. (同種工事実績の工事の成績評定点×係数b)が90点以上の場合、(同種工事実績の工事の成績評定点×係数b)を90点とする。                      2. 平成26年3月31日以前に受渡された工事、成績評定点が70点に満たない場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は0点とする。                      3. 公的機関とは、国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人とする。                      4. 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事実績(工事成績評定)である場合についてのみ評価する。</p>					評価基準				評価点	配点	履行確認 対象項目	$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (4点)}}{20} \times \frac{(\text{同種工事実績の工事成績評定点} \times \text{係数} b - 70)}{20} \times \text{係数 } a$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)				係数 aの設定は下記のとおり				0~6	6点	-		イ) 同種工事実績の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	ロ) 同種工事の施工実績が令和3年3月31日以前でかつ平成31年4月1日以降の場合	ハ) 同種工事の施工実績が令和31年3月31日以前でかつ平成26年4月1日以降の場合	1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.5	0.25	2) 同種工事実績が上記1)以外の公的機関の発注工事	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない				0			係数 bの設定は下記のとおり							1) NEXCO中日本の工事成績評定点の場合				0.936			2) 上記1)以外の発注機関工事成績評定点の場合				1.000		
				評価基準				評価点	配点	履行確認 対象項目																																																								
$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (4点)}}{20} \times \frac{(\text{同種工事実績の工事成績評定点} \times \text{係数} b - 70)}{20} \times \text{係数 } a$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)																																																																		
係数 aの設定は下記のとおり				0~6	6点	-																																																												
	イ) 同種工事実績の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	ロ) 同種工事の施工実績が令和3年3月31日以前でかつ平成31年4月1日以降の場合	ハ) 同種工事の施工実績が令和31年3月31日以前でかつ平成26年4月1日以降の場合																																																															
1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.5	0.25																																																															
2) 同種工事実績が上記1)以外の公的機関の発注工事	0.50	0.25	0.12																																																															
3) 上記1)、2)に該当しない				0																																																														
係数 bの設定は下記のとおり																																																																		
1) NEXCO中日本の工事成績評定点の場合				0.936																																																														
2) 上記1)以外の発注機関工事成績評定点の場合				1.000																																																														
訂正後																																																																		
入札公告 (説明書)	施工の 確実性	企業	同種工事の 工事成績	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。                      【同種工事を複数工事設定している場合】                      工事成績評価の対象とする同種工事：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th rowspan="2">評価点</th> <th rowspan="2">配点</th> <th rowspan="2">履行確認 対象項目</th> </tr> <tr> <th colspan="4"> <math display="block">\text{評価点} = \frac{\text{配点 (6点)}}{20} \times \frac{(\text{同種工事実績の工事成績評定点} \times \text{係数} b - 70)}{20} \times \text{係数 } a</math>                     (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)                 </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">係数 aの設定は下記のとおり</td> <td rowspan="4">0~6</td> <td rowspan="4">6点</td> <td rowspan="4">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ) 同種工事実績の受渡しが令和3年4月1日以降である場合</td> <td>ロ) 同種工事の施工実績が令和3年3月31日以前でかつ平成31年4月1日以降の場合</td> <td>ハ) 同種工事の施工実績が令和31年3月31日以前でかつ平成26年4月1日以降の場合</td> </tr> <tr> <td>1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、又はNEXCO西日本の発注工事</td> <td>1.00</td> <td>0.5</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>2) 同種工事実績が上記1)以外の公的機関の発注工事</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td colspan="4">3) 上記1)、2)に該当しない</td> <td colspan="3">0</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 bの設定は下記のとおり</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">1) NEXCO中日本の工事成績評定点の場合</td> <td colspan="3">0.936</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2) 上記1)以外の発注機関工事成績評定点の場合</td> <td colspan="3">1.000</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇留意事項                      1. (同種工事実績の工事の成績評定点×係数b)が90点以上の場合、(同種工事実績の工事の成績評定点×係数b)を90点とする。                      2. 平成26年3月31日以前に受渡された工事、成績評定点が70点に満たない場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は0点とする。                      3. 公的機関とは、国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人とする。                      4. 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事実績(工事成績評定)である場合についてのみ評価する。</p>					評価基準				評価点	配点	履行確認 対象項目	$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (6点)}}{20} \times \frac{(\text{同種工事実績の工事成績評定点} \times \text{係数} b - 70)}{20} \times \text{係数 } a$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)				係数 aの設定は下記のとおり				0~6	6点	-		イ) 同種工事実績の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	ロ) 同種工事の施工実績が令和3年3月31日以前でかつ平成31年4月1日以降の場合	ハ) 同種工事の施工実績が令和31年3月31日以前でかつ平成26年4月1日以降の場合	1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.5	0.25	2) 同種工事実績が上記1)以外の公的機関の発注工事	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない				0			係数 bの設定は下記のとおり							1) NEXCO中日本の工事成績評定点の場合				0.936			2) 上記1)以外の発注機関工事成績評定点の場合				1.000		
				評価基準				評価点	配点	履行確認 対象項目																																																								
$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (6点)}}{20} \times \frac{(\text{同種工事実績の工事成績評定点} \times \text{係数} b - 70)}{20} \times \text{係数 } a$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)																																																																		
係数 aの設定は下記のとおり				0~6	6点	-																																																												
	イ) 同種工事実績の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	ロ) 同種工事の施工実績が令和3年3月31日以前でかつ平成31年4月1日以降の場合	ハ) 同種工事の施工実績が令和31年3月31日以前でかつ平成26年4月1日以降の場合																																																															
1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.5	0.25																																																															
2) 同種工事実績が上記1)以外の公的機関の発注工事	0.50	0.25	0.12																																																															
3) 上記1)、2)に該当しない				0																																																														
係数 bの設定は下記のとおり																																																																		
1) NEXCO中日本の工事成績評定点の場合				0.936																																																														
2) 上記1)以外の発注機関工事成績評定点の場合				1.000																																																														